

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

クリーニング業法施行条例（平成12年岩手県条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第7条第1項の試験 1件 <u>9,000円</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 法第7条第1項の試験 1件 <u>10,000円</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。